

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料は、妻の保険料と併せて私が金融機関の窓口で納付していた。

申立期間当時は自営業を営んでおり、収入も安定していたため、国民年金保険料を納付していないということはありません。また、妻の保険料は納付された記録となっているにもかかわらず、私の保険料が未納となっているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立期間後の昭和 56 年 5 月 1 日ごろに A 市区町村で払い出されたことが確認でき、この払出時点で、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付により保険料納付が可能なところ、申立人は、「妻の保険料と併せて、毎月定期的に金融機関の窓口で納付した。過年度に納付したことはなく、また、私が家計を管理していたので、妻が私の保険料を過年度納付した可能性もない。」と主張している。

また、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧である上、申立人の妻から聴取しても、申立期間の保険料納付を裏付ける供述は得られず、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

加えて、国民年金被保険者名簿及び、A 市区町村が独自に構築している国民年金オンラインシステムにおける申立期間の保険料納付状況は、いずれも未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 45 年 4 月までの期間及び 46 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 45 年 4 月まで  
② 昭和 46 年 8 月から 61 年 3 月まで

20 歳になった時、A 市区町村で国民年金への加入手続を行い、保険料を納付した。

結婚後は昭和 61 年 3 月まで、A 市区町村職員であった夫が保険料を印紙検認方式により納付したか又は納付組合を通じて納付していたので、両申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和 61 年 4 月 1 日以降に A 市区町村で払い出されていることが確認でき、この払出時点では、申立期間①のうち、申立人が結婚する以前の 39 年 12 月から 41 年 11 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間①のうち、結婚後の 41 年 12 月から 45 年 4 月までの期間及び申立期間②については、国民年金の任意加入の対象期間であることから、さかのぼって国民年金に加入することはできず、保険料も納付できない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A 市区町村は、「申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年当時、A 市区町村では、住民票に国民年金手帳記号番号を記入することとしており、既に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていたのであれば、住民票で確認ができるため、61 年 4 月ごろに新しい国民年金手帳記号番号を払い出すことはなかった。」と回答している。

さらに、申立期間①は 65 か月、申立期間②は 176 か月に及び、これだけの期間の事務処理を当該市区町村が続けて誤ることも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。